

令和2年度浅川町職員（社会人経験者）

採用候補者試験募集要項

浅川町職員（社会人経験者）採用候補者試験を次により行います。

1 試験職種及び採用予定人員

一般事務 1名程度

2 受験資格

昭和59年4月2日以降に生まれた者で民間企業等における職務経験（令和元年6月末日現在）を5年以上有する者。また、民間企業等における経験を活かして、浅川町の活性化に取り組む意欲のある者（学歴は問いません）。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人。
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (4) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
- (5) 日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

注1：民間企業等における職務経験には、会社員・団体職員・公務員・自営業者・アルバイト・パートタイム等として、1つの企業または団体等で1年以上継続して就業（1週間の労働時間が通常の労働者の所定労働時間のおおむね3/4以上の就業）した期間が該当します。

注2：1年以上継続した職務経歴が複数ある場合は、それらを通算することができますが、個々の継続した職務経験が1年未満の場合は通算できません。期間を通算する計算は月単位で行い。月の途中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなします。

注3：休業等（育児休業、傷病休暇等）のため業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その期間は職務経験には通算できません（産前産後休業の期間は通算できます。）。

注4：職務経験期間の確認のため、最終合格発表後に職務経歴証明書等を提出していただきます。職務経歴が確認できない場合は、採用ができません。

3 試験の方法

(1) 第1次試験

・職務基礎力試験

公務に必要な基礎的な知的能力について、択一式による筆記試験を行います。

・職務適応性検査

職務遂行に必要な適正についての検査を行います。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接による試験を行うほか、小論文試験を行います。

4 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験場	発表
第1次試験	令和元年 9月22日(日)	受付 9:00～ 9:30 職務基礎力試験 10:00～11:30 職務適応性検査 11:45～12:05	福島市中町8番2号 「福島県自治会館」	令和元年10月 下旬、受験者に 可否を通知しま す。
第2次試験	令和元年 11月中旬	別に通知する。	浅川町大字箕輪字山敷 田56番地の8 「浅川共同福祉施設」	令和元年 11月 下旬、受験者に 可否を通知しま す。

6 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に町長が採用する者を決定します。
この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本町の給料表により、民間企業等における職歴等の経歴に応じて決定します。この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

7 受験手続及び受付期間

- (1) 申込用紙の請求
申込用紙は、浅川町役場総務課で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「社会人基礎試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った自分宛の返信用封筒(角形2号)を必ず同封してください。
- (2) 申込の方法
 - ① 申込用紙に必要事項を記入して、浅川町役場総務課に提出してください。
申込書を郵送する場合は82円切手を貼った自分宛の返信用封筒を同封し、その表に「社会人基礎試験申込」と朱書きし、必ず簡易書留にて送付してください。
 - ② 受験票を受領したときは、最近6カ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm)1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。
(受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。)
- (3) 受付期間
令和元年7月17日(水)から同8月16日(金)まで(執務時間中に限ります)。郵便による申込書提出の場合は、8月14日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、受験者本人に限り口頭で請求することができます。
なお、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類(運転免許証、学生証、旅券等)を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格発表日から1か月間	浅川町役場 総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

9 その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れは禁止します。
- (3) この試験に関し不明な点は、浅川町役場総務課にお問い合わせください。
なお、郵便で問い合わせる場合は、82円切手をはった宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

〒963-6292

福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地112番地の15
浅川町役場 総務課

電話 0247-36-4121